

○議員定数等検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神奈川県議会会議規則（昭和31年神奈川県議会規則第1号）第113条の2第4項の規定に基づき、議員定数等検討委員会（以下「検討委員会」という。）の組織及び運営について定めることを目的とする。

(構成)

第2条 検討委員会の委員の定数は、11人とする。

2 委員は、各会派の所属議員数に応じて割り振る。

3 委員は、各会派の推薦に基づき、議会運営委員会において議会運営委員会の委員長の指名により選出する。

(協議事項)

第3条 検討委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

(1) 議員の定数

(2) 選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数

(3) その他必要な事項

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

2 委員長は、検討委員会を開閉し、議事を整理し、検討委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を行う。

(招集)

第5条 検討委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長の職務を行う者がないときは、議長が招集する。

(代理出席)

第6条 委員に事故があるときは、その所属する会派は、代理人を出席させることができる。

(定足数)

第7条 検討委員会は、委員定数の半数以上の委員（代理人を含む。）が出席しなければ開くことができない。

(意見聴取)

第8条 検討委員会は、必要に応じ、第2条第2項により委員が割り振られなかつた会派に対し出席を求め、意見を聴取することができる。

(資料の提出等の要求)

第9条 検討委員会は、必要に応じ、行政関係者又は有識者に対し、資料の提出若しくは説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(協議結果の報告)

第10条 委員長は、協議結果について報告書を作成し、議長に提出する。

(公開等)

第11条 検討委員会は、これを公開する。

2 検討委員会の傍聴については、団長会の例による。

(記録)

第12条 検討委員会においては、検討委員会記録を作成する。

(事務)

第13条 検討委員会の事務は、議会局政策調査課において行う。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月22日から施行する。